

20歳以上の者の 重症心身障害児施設における利用者負担額の計算式

(平成 16 年 3 月 17 日 山崎 國治氏 記)

重症児施設における自己負担の変化

●平成 18 年 9 月 30 日まで(単位:円)

医療費	措置費
入院 414,100円 自己負担 72,300円	72,300円
食費 58,368円 (一日 1,920円)	23,712円
保険 34,656円 自己負担 23,712円	
自己負担計 96,012円	措置費計 96,012円

●平成18年10月1日以降(単位:円) (20歳以上の場合)

区分	一般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
福祉分	26,200円	24,600円	15,000円
医療分	40,200円	15,400円	11,000円
食費分	23,400円 (1日・780円)	15,000円 (1日・500円)	15,000円 (1日・500円)
計	89,800円	55,000円	41,000円

※重症児施設単位 862点 $862 \times 10円 \times 30,4 = 262,048円$

一割負担額・26,200円

※個別減免を適用しない場合の計算例

20歳以上の者の 重症心身障害児施設における利用者負担額の計算式

●福祉分、医療分の利用者負担について、個別の障害者の収入状況に合わせて負担軽減の措置がある。

●各項目における費用負担の額

- 生活費……障害基礎年金額1級 28,000円
- 生活費……障害基礎年金額2級 25,000円
- 福祉分利用者負担額 一般 26,200円(定率1割)
- 福祉分利用者負担額 低所得Ⅱ 24,600円(上限額)
- 福祉分利用者負担額 低所得Ⅰ 15,000円(上限額)
- 医療分利用者負担額 一般 40,200円(定率1割)
- 医療分利用者負担分 低所得Ⅱ 24,600円(上限額)
- 医療分利用者負担分 低所得Ⅰ 15,000円(上限額)
- 食事の標準負担額 一般 23,400円(780円)
- 食事の標準負担額 低所得Ⅱ 15,000円(500円)
- 食事の標準負担額 低所得Ⅰ 15,000円(500円)

●収入認定額 低所得Ⅱ 83,000円

●収入認定額 低所得Ⅰ 66,000円

●計算式 減免額＝(生活費＋食事の標準負担額＋福祉分利用者負担額
＋医療分利用者負担額)－収入認定額

●低所得Ⅱの算出 (28,000円＋15,000円＋24,600円＋24,600円)
－83,000円＝9,200円

●低所得Ⅱの減免後医療分利用者負担額＝医療分利用者負担額－減免額
24,600円－9,200円＝15,400円

●低所得Ⅰの算出 (25,000円＋15,000円＋15,000円＋15,000円)
－66,000円＝4,000円

●低所得Ⅰの減免後医療分利用者負担額＝医療分利用者負担額－減免額

$$15,000\text{円} - 4,000\text{円} = \underline{11,000\text{円}}$$

重症心身障害児施設入所児童の利用者負担額(18歳未満)

●社会福祉法人減免がない場合(単位:円)

区 分	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
福祉分	26,200円	15,000円	15,000円
医療分	18,800円	1,000円	1,000円
食費分	0	0	0
計	45,000円	16,000円	16,000円

●社会福祉法人減免がある場合(単位:円)

区 分	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ
福祉分	26,200円	12,300円	7,500円
医療分	18,800円	1,000円	1,000円
食費分	0	0	0
計	45,000円	13,300円	8,500円

18歳未満の児童の 重症心身障害児施設における利用者負担額の計算式

●個別の収入認定をせずに、所得階層ごとに必要な費用と同様になるように費用を設定する。

●地域で子どもを育てるために必要な費用と同様の額の負担となるよう食費及び医療の定率負担の軽減を行う。

●地域で子どもを育てるために通常必要な費用

一 般 79,000円

低所得Ⅱ・Ⅰ 50,000円

●低所得Ⅱの場合、福祉分利用負担額の上限を、15,000円とする。

●計算式 減免額 = (生活費 + 福祉分量者負担額 + 医療分量負担額 + 食費の標準負担額)

－子育て必要経費

●一般の減免額 (34,000円(18歳未満)+26,200円+40,200円+23,400円)
－79,000円=44,800円

●低所得Ⅱの減免額 (34,000円(18歳未満)+15,000円+24,600円+15,000円)
－50,000円=38,600円

●低所得Ⅰの減免額 (34,000円(18歳未満)+15,000円+15,000円+15,000円)
－50,000円=29,000円

●減額後医療分利用者負担額=(医療分利用負担額+食事の標準負担額)－減免額

－ 一般 (40,200円+23,400円)－44,800円=18,800円

低所得Ⅱ (24,600円+15,000円)－38,600円=1,000円

低所得Ⅰ (15,000円+15,000円)－29,000円=1,000円

●減免後食費負担額=0円

●社会福祉法人減免がない場合の利用者負担額

－ 一般 26,200円+18,800円+0円=45,000円

低所得Ⅱ 15,000円+1,000円+0円=16,000円

低所得Ⅰ 15,000円+1,000円+0円=16,000円

●社会福祉法人減免がある場合の利用者負担額

－ 一般 26,200円+18,800円+0円=45,000円

低所得Ⅱ 12,300円+1,000円+0円=13,300円

低所得Ⅰ 7,500円+1,000円+0円= 8,500円